

神戸の村と古文書Ⅲ 摂津国八部郡花熊村

2026 年 4 月 25 日（土）～ 2026 年 6 月 14 日（日）

地域の歴史を物語るためには、現在まで伝えられてきた古文書（各種の記録や証文など）の存在が欠かせません。神戸市域には多くの古文書が残されており、博物館も収集を行っています。

今回の展示では、その一端として、花熊村（現神戸市中央区）で作成された絵図と古文書をご紹介します、神戸に生きた人々の営為をたどります。



民系録

[出品資料]

指定	資料名（所蔵番号または所蔵）	作者	材質技法	員数	時代
	民系録		紙本墨書	38 巻（40 巻のうち）	安政 3 年（1856）
	摂州八部郡福原庄・兎原郡葺屋庄生田川通東境山論一件		紙本墨書	1 冊	寛政 4 年（1792）写 原本：江戸時代前期～中期
	乍恐謹而言上		紙本墨書	1 点	享保 8 年（1723）9 月
	譲り渡し申畑地之事		紙本墨書	1 点	寛政 7 年（1795）2 月
	人別請取一札		紙本墨書	1 点	文政 10 年（1827）9 月

【地域文化財展示】神戸の村と古文書Ⅲ

摂津国八部郡花熊村

1 民系録

安政三年（一八五六）

改正民系録序

抑福原の庄、当邑の来暦は、花隈城跡の麓、海岸の側にし
て、中国及び西国の往還なり、爰に天文・永禄の頃、同庄
中宮よりこの海道端に、二軒の茶店を開業す、因而二茶や
と名付ける、時に永禄十卯年、伊丹の城主荒木摂津守候、
織田家の公命を蒙り、この花隈におみて地の理を撰み、新
城を築き、家臣野口与一兵衛尉に、数多の兵士を加へ、是
を守らしむ、よつてこの城下へ、近郷の農民・漁夫の輩
日々つとひ集りて、諸州の交易をなしけるゆへ、市場とも
唱へけるなり、天正にいたり、諸方より来住し家員十八軒
に及びし処、同八年辰の七月二日に此新城落去す、其最前
の年より度々の合戦につき、放火乱妨の愁を恐れ、近郷の
民家諸とも再度山の谷中へ立退ける、其後天正の末に至
り、豊臣家御代世上や、おたやかに成るに随ひ、各この産
地へ帰住し、農作産業をはしめけるなり、文禄三年とし、
片桐市正侯採地御改之節、家数七拾軒余におよひぬ、其已
後増田右衛門尉侯御領地となり、当
御治世後は尼ヶ崎城主戸田侯つ、きて青山侯、代々御領地
と也、寛永暦中より元禄・享保にいたり、次第に昌へて、
三百軒にあまり、繁栄の土地と成りぬ、爰におみて、各家
祖の枝葉所々よりの来住を子孫に伝へ知らしめんと、享
保・寛保の暦中に川越左衛門入道をほしめ、橋本家・高浜
家・今井家・間人家・中村家の家祖、各々書伝を正し、民
系録を撰みて、家々に秘蔵し畢ぬ、其已来年月押移り、文
化暦中に至り、凡年数百七八拾年の間に、年々諸方より来
住の新家或は分家、枝葉も相増し、又は旧家々中他邸へ移
住し、子孫なくして退転に及ぶもありて、終には先祖の来
由本末をも同名によりて取誤り、類族を紛散して祖先の祭
祀を廃せん事を嘆き、文政暦中、橋本東亭老人、家々の家
譜旧記等を集め、其不詳を改正して、民系録を補ひ、旧家
撰を著述す、しかれども、享保より当時、嘉永暦中に至
り、旧家の盛衰あり、所々より来住新家及び分家枝葉のさ
かえて今や六百軒にあまりぬる、其来由事跡の繁茂なる再
撰を余に託しぬ、よつて文禄・寛永の御検地帖を本とし、
諸旧記、家々の記録を校考し、是を増補して後世の龜鑑と
するところ也、穴賢

安政第三暦辰年秋日日
永禄年中より天正七年二至り花隈落城已前家員十八軒
の人数（略）

2 摂州八部郡福原庄・兎原郡書屋庄生田川通東山論一件

寛政四年（二七九二）写

原本：江戸時代前期、中期

覚

摂州御絵図就被 仰付候、当国中郡境御絵図二墨引被遊、
依之村々郡境御吟味被成候、八田部郡兎原郡境生田川中分
二而、山奥迄此川筋之中分二両郡境二而御座候、他之郡境
無之候、以上
元禄十一丑年 八田部郡北野村庄屋

九兵衛

同村年寄

甚兵衛

同断

与左衛門

3 乍恐謹而言上

享保八年（二七三三）九月（二二日）

乍恐謹而言上

訴訟人摂州兎原郡書屋之庄

松平遠江守殿御知行所

本多中務大輔殿御知行所

松平遠江守殿御知行所

相手同国八部郡福原之庄

平岡彦兵衛様御代官所

片桐帯刀様御知行所

片桐石見守様御知行所

本多中務大輔様御知行所

松平遠江守様御知行所

同 御知行所

平岡彦兵衛様御代官所

一 八年以前、申ノ年十月二、前山生田村山田字小平野与申
処、朝夕入込二申候、山道筋二相手村之内北野村方新小

家を建、其上松木伐取申候二付、京都御奉行様江言上仕
候処、右北野村被為 召出御吟味之上、水野和泉守様

迄被為 召出相絵図被為 仰付候処、北野村方福原之庄
内五ヶ村をかたらい、郡境并山境を紛シ、奥行二里之山

内葺屋庄入相山其外御年貢山迄押領被申掛候二付、是又
御吟味之上、相絵図二立会候様二被為 仰付候、右相絵

図出来仕、奉指上候以後、去ル丑六月御検使様被為 下
論所、御見分相済御吟味之上、又候絵図出来仕申候、此

上早速御裁許可被成下与奉存候処、地方出入之儀、御当
地様二而御裁許可被成下之旨、御触書奉承知候、依之、

当三月二日、双方相対之上、連判之書付を以御裁許之御

4 譲り渡シ申畑地之事

寛政七年（二七九五）二月

譲り渡シ申畑地之事

上々畑四畝廿五歩之内

一 上々畑式拾四歩

但右地之内、北之端二屋敷江之通道御座候

右之畑地、我等所持二御座候処、此度依被御所望二、譲り

渡し申候処実正也、則為此礼銀八拾目被遣、慥二請取申候、

然ル上者、右畑地二付、以後少茂申分無御座候、為後日畑

譲り証文仍而如件、

寛政七年

卯二月

花熊村

畑譲り主

九兵衛

村方

御役人衆中

5 人別請取一札

文政二〇年（二八二七）九月

人別請取一札

一 其御村喜兵衛娘さな、此もの巻人町内讃岐屋惣七方江縁

付来候二付、町内人別帳面江書入可申候、已来其御村御

帳面御除可被成候、為後日人別請取一札仍而如件

文政十亥年九月

兵庫津川崎町

年寄

備前屋作右衛門

花熊村

御庄屋

五郎兵衛殿

翻刻には句読点を加え、漢字は原則通行の字体に改めました。